

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） （1） （122） （123） 三―ブロモ― 〔四―シアノ―ニ―メチル―六―（メチルカルバモイル）フェ ニル〕―一H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアン トラニプロール）及びこれを含む製剤 （124） （146） （略） 十二〇六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） （1） （122） （略） （略） （略） 十二〇六十七（略）</p>